

「なぜ議論拒むのか」

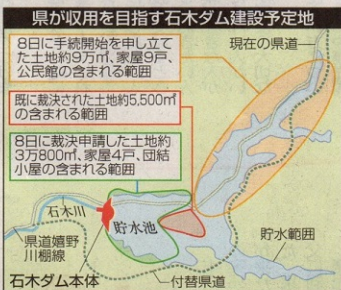
石木ダム 県が裁決申請 地権者ら怒り

知事、行政代執行に含み

「議論を拒んで強行するのか」「本当に必要なら何度でも説明するべきではないか」。県と佐世保市が計画する石木ダム事業をめぐる、県が4世帯の家屋を含む土地の強制収用を可能とする裁決申請をした8日、ダム予定地の付け替え道路工事現場で抗議活動をしている地権者や支援者の間には怒りが渦巻いた。



裁決申請について説明し工事現場に入ろうとする県職員に背を向け、抗議を続ける地権者や支援者たち



県が付け替え道路工事に着手した現場入り口には同日午前11時すぎ、県職員ら約10人が姿を見せ、今回の裁決申請について説明し、工事への協力を要請。「この場所は法的に妨害が禁止されている」「こんなふうにしてもお互いにくいことはない」など理解を求めたが、住民や支援者たちは「工事強行より話し合

い」などと書いた横断幕を掲げ背を向け、無言で抗議を続けた。

道路工事の膠着状態が続くなかでの新たな裁決申請について、県石木ダム建設事務所の前川章所長は「ダムの必要性については(国の)判断が出ている。話し合いは平行線でも溝を埋めるに至っていないが、総合的に判断して手続きを進めている」とした。中村法道知事は同日の会見で、家屋の収用(行政代執行)に

を納得させられる根拠がなくなっていることの表れだ」と反発。今回の裁決申請の対象となった家屋に住む男性は「この地の自然を子どもたちに残すのが、無駄なダムと財政負担を残すのか。もう一度、市民も町民も一緒に頑張って議論するべきではないか」と話した。

(坂口由美、北島剛)

関し「そういった手法を排除するわけにはいかない」と強制的な手段も辞さない構えを見せた。地権者の一人は「県がダムの必要性の議論をしないのは、私たちは、私たち

一方、佐世保市議会は8日の最終本会議で、石木ダムに反対する二つの市民団体が提出した「強制収用手続き中止と地権者などとの協議を求める請願」を賛成少数で不採択とした。

石木ダム強制収用申請

長崎県 本体予定地4世帯対象

長崎県と佐世保市が計画する石木ダム事業(川棚町)で、県は8日、ダム本体工事の予定地の一部を強制的

に収用可能とする裁決を県収用委員会に申請した。この予定地には、事業に反対する地権者4世帯の家屋も

あり、土地の強制収用が決まれば、4世帯は立ち退きを迫られることになる。石木ダム計画は一部地権

者の反対で着工できないまま、国の事業採択から40年が経過。予定地の約2割が未買収となっている。

今回の対象地は、反対地権者13世帯のうち4世帯が所有する約3万800平方メートル。県収用委の裁決後60日で土地所有権を移し、補償総額を約2億7千万円とするよう求めている。県収用委は、県と地権者から話を聞き、土地明け渡しの必要性を判断する。

中村法道知事は8日、残りの未買収地9万平方メートルでも裁決申請する意向を表明。「円満な形で土地を譲っていただくことは、現実には難しい状況」と述べた。

対象となった家屋で家族と暮らす川原伸也さん(43)は「佐世保市の人口が減り、水の使用量は減っている。本当に必要なダムなのか白紙から議論するべきだ」と訴えた。

石木ダムの用地

収用へ裁決申請

長崎県、2度目

長崎県と同県佐世保市が建設を計画する石木ダム（同県川棚町）をめぐり、県は8日、地権者が明け渡しを拒んでいる約3万平方メートルの土地や家屋について、土地収用法に基づく裁決を県収用委員会に申請した。収用委が明け渡し期限や補

償額の裁決を出すと、家屋を強制的に撤去する行政代執行（強制収用）が可能になる。

石木ダム建設で、収用委は6月、付け替え道路の建設などを予定する農地約5500平方メートルについて、8月10日の明け渡し期限を示した裁決を出したが、家屋は含まれていなかった。今回は県による2度目の裁決申請で、ダム本体建設予定地を含む宅地や農地が対

象。17人が所有し、4世帯が暮らしている。

県は残る未買収用地約9万平方メートルも1年以内に裁決申請する方針で、ダムに必要なすべての土地の収用に向けた手続きを進める。

朝日新聞
2015.7.9
社会面

裁決申請 地権者反発

石木ダム用地巡り再び

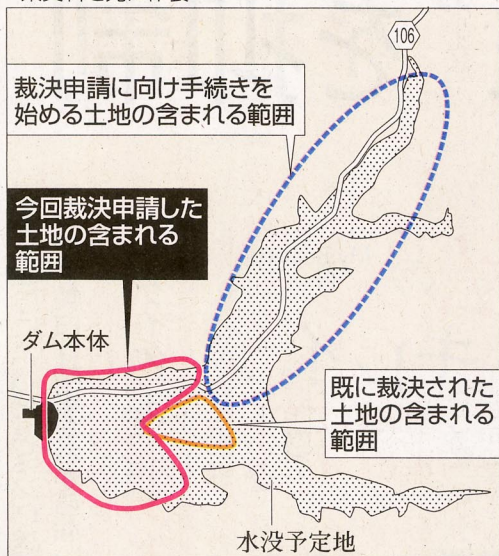
らは反発している。

石木ダム（川棚町）の予定地を巡り、県と佐世保市は2度目の裁決申請に踏み切った。残る土地の手続きも始め、未買収のすべての土地で強制収用にに向けた手続きが進み出した。地権者

県はこの日、新たに3万平方メートルの土地について県収用委員会に裁決申請。手続きを保留していた約9万平方メートルについても手続き開始を中村法道知事に申し立て

石木ダムの裁決申請の状況

県資料を元に作製



た。手続き開始から1年後が裁決申請の期限となる。中村知事は8日の記者会見で「地権者の理解を得て土地をお譲り頂くことが理想だが、現実には難しい。理解を得られず残念」と話した。今回の申請には家屋が含まれ、裁決されれば、強制的に撤去する行政代執行が可能となるが、「その時の状況に応じて適正な判断をする」と明言を避けた。

佐世保市の朝長則男市長は「事業の着実な進展につながる。今後の状況を見守り、市の責務を果たしたい」とコメントを出した。

今回の裁決申請の対象となった地権者の1人は取材に対し「（県と市は）我々からすべてを取り上げ、命をも奪っていいこうしている」と怒りをあらわにし

た。別の地権者は「向こうが白紙撤回するまで負けない」と話した。

（岡田将平、具志堅直）

石木ダム

全用地収用手続きへ

県13世帯宅地も対象に

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県は8日、反対地権者13世帯が現住する家屋などを含む土地(約12万平方メートル)の裁決申請と保留解除の手続きをした。明け渡し裁決が先月出た一部の農地(約5500平方メートル)を含め、未買収地すべてが強制収用(行政代執行)に向けた手続きに乗ることになる。これに対し、反対地権者側の弁護士団は法的措置を取ることを明らかにした。

【26、27面に関連記事】

県が裁決申請したのはダム本体予定地内にある4世帯の宅地(約2千平方メートル)のほか田、畑、山林の計約3万平方メートル。県は今年1月、裁決申請に向けた現地立ち入り調査を試みたが、反対地権者に拒否され断念して

いる。裁決申請書には国土調査の測量図や目視を基に、4世帯の権利者17人への補償金として計約2億7千万円を記入。家屋を含む土地については裁決から180日以内、含まない土地につい

ては60日以内に明け渡すよう求めている。今月内にも開かれる県収用委員会ですら理されれば、裁決手続きが始まる。

一方、保留解除の手続きをしたのはダム貯水池予定地内にある9世帯の宅

地(約9千平方メートル)などの計約9万平方メートル。保留解除の告示後、県は裁決申請できるようにする。この中には、住民有志がインターネットで寄付を募り5月から改修してきた川原公民館も含まれる。手続き開始の告示は今月下旬になる見込み。

中村法道知事は8日の記者会見で「地域の治水・利水、県北地区の振興のためにも必要な事業」と強調。これまで2016年度完

成としてきた石木ダム建設の工程表について、本年度内にも見直す考えを示した。

(緒方秀一郎)

差し止め仮処分申請へ

反対地権者側弁護士「必要性」争点に

県が8日、反対地権者13世帯の家屋などを含む土地の強制収用（行政代執行）に向けた手続きを取った。建設をめぐる県が行っている考えを示した。実際に申

石木ダム事業をめぐる手続き

事業認定申請ベースの未買収地
(反対地権者13世帯の所有地計約12万5500平方メートル)

2009年11月 9日	県が事業認定申請	手続き保留を申し立て
13年9月 6日	国が事業認定告示 手続き保留していない4世帯の農地約5500平方メートルは裁判申請しなければ1年で事業認定失効	手続き保留を告示 手続き保留した13世帯の家屋を含む約12万平方メートルは保留解除しなければ3年で事業認定失効
14年9月 5日	県が約5500平方メートル裁判申請	↓
11月 25日	↓	このうち4世帯の家屋を含む約3万平方メートルについて県が保留解除
15年6月 22日	県収用委員会が明け渡し裁判	↓
6月 30日	↓	中村知事「近々、裁判申請を行う手はず」と発言
7月 8日	↓	知事が約3万平方メートルの裁判申請、残り9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの保留解除を発表
8月 24日	畑など約300平方メートル明け渡し期限	
10月 30日	水田など約5200平方メートル明け渡し期限	

し立てた場合は、「ダムの必要性」が争点となりそう

石木ダムについて馬奈木団長は「(利水の対象となる)佐世保市の人口が減る中でダムの必要性を県が立証できるかは疑問」と批判。 「必要性のない事業であれば、憲法に認められている住民の平和的生存権、所有権を侵すことになる」と指摘した。

県は「水需要予測は人口

減も加味した評価をしている。治水の面でも県民の安心安全にかなった事業だ」と強調。仮処分を含む法的手続きが取られた場合の対応については「現時点で訴えが提起されているわけではなく、コメントのしようがない」としている。

石木ダム建設事業は県が2009年11月、国に事業認定申請したことで強制収用に向けた手続きが始まった。13年9月に事業認定が告示され、翌年9月に反対地権者の農地5500平方メートルを収用委員会に裁判申請。今年6月22日、長くて

も10月30日までに明け渡しよう求める裁判が出ている。反対地権者の一人は「家屋の明け渡し裁判が出ても応じる意思はない。強制収用されたら体を張って阻止するしかない」として、徹底抗戦の構えを崩していない。(緒方秀一郎)

強制収用へまた一歩

解説
石木ダム建設問題
で、県は住民が実

際に住んでいる家屋を含むすべての土地の収用にかけた手続きを始めた。住民側に立ち退く意思がない中で、本丸に踏み込んだ格好で、強制収用（行政代執行）という県政史上の大きな汚点となる事態にまた一歩近づいた。

裁判申請が収用委に諮られた場合、よほどの不備がない限り、粛々と決まることは6月の農地裁判でも証明された。今回も申請し、裁判の結果に変わりはないとみていいだろう。

中村法道知事は会見で強制収用に踏み切るかどうかについて「現段階でその手法を排除するわけにはいかない」と選択肢にある



- 石木ダム建設予定地
- 最長10月30日までの明け渡し裁判が出た農地(約5500平方メートル)
- 今回裁判申請した4世帯の家屋を含む土地(約3万平方メートル)
- 今回保留解除した9世帯の家屋を含む土地(約9万平方メートル)
- 既存の県道嬉野川棚線
- 一部着工した県道付け替え道路(3160平方メートル)
- 本体工事時の迂回道路(約500平方メートル)

石木ダム建設計画の土地と道路(一部)

運動象徴 団結小屋も

「歯がゆい」地権者ら反発

石木ダム収用手続きへ

石木ダム建設予定地(東彼川棚町)の強制収用へ向け、県が8日に取った裁決申請と保留解除の手続き。対象となった13世帯の家屋などを含む土地には、反対運動の象徴とされる通称「団結小屋」が含まれる。小屋に待機したお年寄りは「この年になってどこへ行け」というのか」と反発。一方、推進派は「今後の推移を見守りたい」として静観する構えを見せた。

複数の地権者によると、団結小屋は40年以上前、ダム本体建設予定地に住民らが建設、かつては住民が交代で毎晩泊まり込むなどして、24時間態勢で県側の動向を監視していた時期もあった。現在は地元の高齢女性がお年寄りが「沈められるとき」は沈められるとき、覚悟

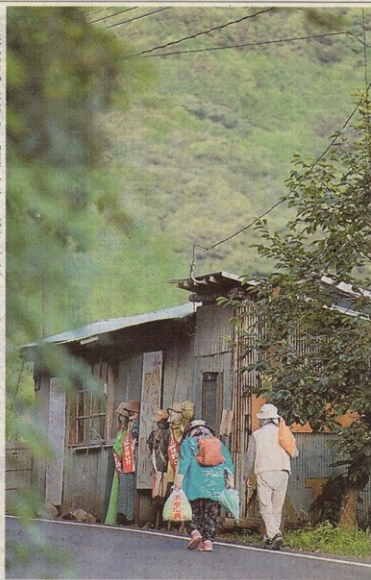
はできている」などと口をそろえ、古里で人生を全うする意思を強調した。県の動きを知った地権者からは「ただ住み続けたいだけ。(県に対して)歯がゆい思いでいつばい」などと反発の声が上がった。

「他に行くあてもない。野菜を作ったり、花を植えた。普通の生活を送りたいだけなのに」。家屋を含む土地の裁決申請の対象となった4世帯の地権者の一人、川原千枝子さん(66)は悔しさをにじませた。県側がダムの必要性について、地権者と話し合う強引に手続きを進めているとして「こんなこと、おかしいよね」と怒りを込めてつぶやいた。

一方、朝長則男佐世保市長は「事業の着実な進展に」つながるものと受け止めており、今後の状況を見守りながら、責務を果たしてい

「ダム建設は佐世保市民の会の嫡子(二会長68)は生活に救う必要な事業。県には、法的な手続きを踏んで肅々と進めてもらいたい」と話した。

(川邊壮一朗、永江倫子)



反対運動の象徴である「団結小屋」も裁決申請の対象となった。『日午後6時、川棚町(山崎行撮影)』

読覧（社会）7/9

ダム木石 土地・家屋の収用裁決申請

長崎県 4棟含む約3万平方メートル

長崎県と同県佐世保市が
計画している石木ダム（長
崎県川棚町）建設事業で、
県は8日、土地収用法に基
づき、本体工事の建設予定
地内にある反対地権者4世

帯の家屋4棟を含む土地約
3万平方メートルを収用する裁決
申請を県収用委員会に行っ
た。

このほか、本体工事の予
定地以外で、ダム建設に伴
って使用できなくなる約9
万平方メートル（家屋9棟含む）
の反対地権者9世帯の土地
についても、県は同日、収
用へ向けた手続きを開始。
これで地権者の反対で未買
収のままだった土地全てで
同法に基づく収用手続きの
対象となった。

反対地権者「住み続ける」

石木ダム県、土地収用裁決申請

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダム建設事業は、県が8日、反対地権者は4世帯の家屋4棟を含む土地約3万平方メートルの収用に向けた裁決申請をしたこと

で、新たな局面に入った。

県収用委員会による裁決後、地権者が明け渡しに応じなければ、家屋や土地の強制収用が可能になるが、地権者側は一步も引かない構えを貫いている。

県河川課によると、申請内容は①土地所有権の移転は裁決から60日後②明け渡し期限は、家屋が同180日後、家屋以外は同60日後——など。補償額は約2億7000万円とした。

中村知事は記者会見で「地権者の理解を得て、円満な形で進めるのが理想」とする一方、ダム建設の必要性を強調し、「今後もしっかりと取り組んでいかなければならない」と述べた。

行政代執行による強制収用の可能性については「現段階でその手法を排除するわけにはいかない」と含みを持たせた。

同市の朝長則男市長は裁決申請を受け、「事業の着実な進展につながる」と受け止めており、今後の状況を見守りながら、市の責務を果たしていくとのコメン

トを発表した。

一方、反対地権者の1人で、今回の裁決申請の対象となった家屋で暮らす岩下秀男さん(67)は「ダムは利水、治水の両面で必要ない。反対運動を続け、何があるうとここに住み続ける。私だけでなく、地権者はみんな同じ気持ちだと思つ」と語気を強めた。

地権者のリーダー格の岩下和雄さん(68)も「強制収用は許されず、内容を伴わないダム計画に反対していくことに変わりはない。ダムの必要性がなくなっていることは明白で、県はきちんと納得いく説明をするべきだ」と憤りをあらわにした。

家屋も強制収用へ

石木ダム 県、3ヵ所を裁決申請

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダム建設で、県は8日、反対地権者4世帯の住宅を含む約3畧の強制収用に向け、県収用委員会に裁決申請したと発表した。石木ダム事業で家屋が裁決申請の対象になるのは初めてで、住民は反発を強めている。

県河川課によると、対象はダム本体の建設

予定地で、現在は住宅地や農地として利用されている。県収用委は、審理で県や地権者らの意見を聞いた上で、土地の補償額や明け渡しの期日などを決める。県は同日、9世帯の住宅を含む約9畧についても、裁決申請に向けた手続きを開始した。

中村法道知事は8日の定例記者会見で、石木ダムの必要性を改めて強調し「地権者の理解を得て土地を譲ってもらうのが理想だが、現実にはなかなか難しい状況だ」と申請の理由を説明した。

朝長則男市長は「これまで約40年間の経緯、現在の地元の状況、工事工程など事業を取り巻くさまざまな状況を総合的に判断されたものと思う」とのコメントを発表した。

一方、対象用地の家屋で暮らす岩下秀男さん(67)は「必要のないダムのためにどうして家を強奪されなければならないのか。我々は自然豊かな古里で暮らしたいだけ。反対活動を継続し、この土地からてこでも動かない」と語気を強めた。

石木ダム事業は1975年に事業採択されたが、反対派住民と行政の対立で本体着工のめどが立たない状況が続いてきた。県収用委は先月、県の申請を受け、予定地内の農地約5500平方畧について10月末(一部を除く)までの明け渡しを求め裁決を出している。

【小畑英介、梅田啓祐】

行政まかせの公共事業にギモン?。パタゴニアの社長が石木ダムに反対する理由

50年もの間、前進しない公共事業「石木ダム建設計画」。長い時間の中で、当事者である私たち佐世保市民の民意がさらに見えにくくなったようにも思えます。

を決定。外国人ジャーナリストも現地を訪れ、視察するなど事業への関心と疑問が広まっています。

7月4日(土)にアルカスSASEBOで開かれた

『石木ダム問題く失うものは美しいもの』集会の会場には、反対地権者や市民約350名が参加。石木ダム対策弁護団の坂井優弁護

士が、『石木ダムの真実』と題して講演。治水水利の必要性が破綻している時代にマッチしていない計画を指摘し、「公共事業は行政ではなく、住民が決めるルール作りが大切」としめ

くくりました。続いてパタゴニア日本支社の辻井隆行社長が、どうしてダム建設に反対するの

か、環境への負荷が少ない100%オ

ーガニック原料による製品を開発してきた経緯な

どを交え企業理念を説明。環境問題に警鐘を鳴らし、それを解決していくこと

を使命としている企業であると名言しました。『微力ですが、無力ではあ

りません。何かに反対するということとは、何かに賛成するということです。子どもたちの未来を考え、税金の適切な使い方をぜひ市民の皆さんに考えてもら

いたいと思います」と市民による民主主義を切望し



パタゴニア日本支社の辻井隆行社長が講演

ました。集会のファイナーレは、反対地権者13世帯の約20名が故郷に思いを寄せて『川原(こうばる)のうた』を合唱。『ダムの中止が決

まったら、反対の看板を撤去して、そこに花を植えた』とメッセージを残しました。三代目に

もわたりダ

ムに翻弄されてきた人々の人生。

佐世保市民



水没予定地、川原地区の住民の皆さんが故郷の歌を熱唱。



石木ダム問題の真実を明かすブックレットも出版(1,000円+税)。

購入ご希望の方は
090-6171-5810
(石木川まもり隊)まで